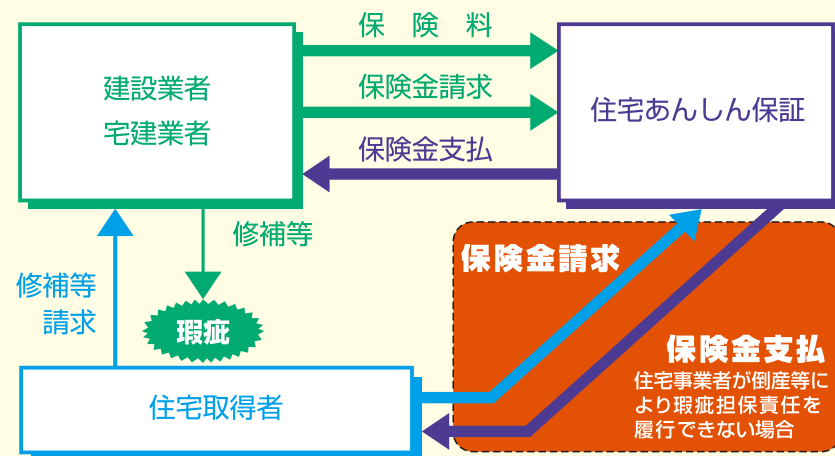


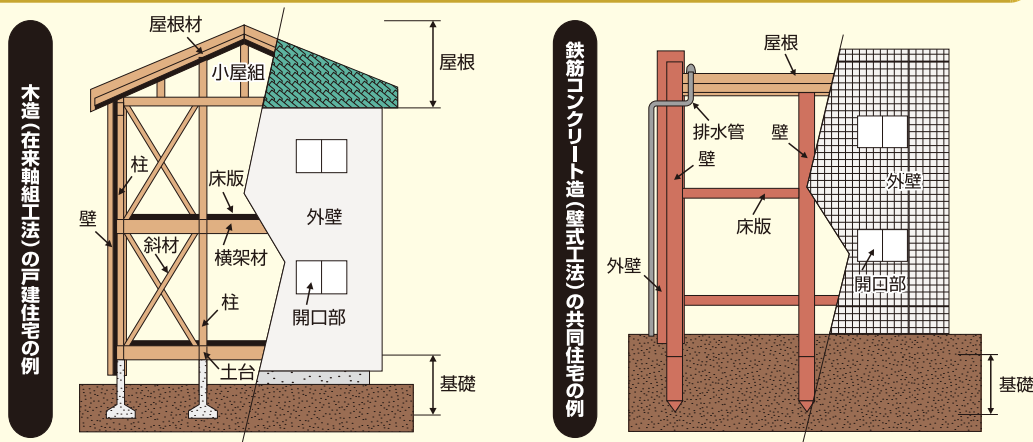
1. 保険のしくみ

- この保険は、住宅の瑕疵担保責任を履行するための資金確保措置の一つとして、事業者が加入する保険です。
- 万が一、住宅事業者の倒産等により、瑕疵の修補等が行われない場合には、住宅取得者に直接保険金が支払われます。



2. 保険の対象となる基本構造部分

柱、基礎等の構造耐力上主要な部分と外壁、屋根等の雨水の浸入を防水する部分の瑕疵に対して保険金が支払われます。



3. お支払いする保険金の種類

お支払いする保険金は次のとおりです。詳細は住宅あんしん保証までお問い合わせください。

- ①修補費用・損害賠償保険金
事故を修補するために必要な材料費、労務費、その他の直接修補に要する費用
- ②事故調査費用保険金
修補が必要な範囲、方法、金額を確定するための調査費用
- ③仮住まい費用保険金
住宅の修補期間中に転居を余儀なくされた場合の宿泊、住宅貸借または転居費用

なお、上記の他に、争訟費用保険金、求償権保全費用保険金があります。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由により生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 地震や台風、暴風雨等の自然変象による損害(ただし、瑕疵の原因がこれらによらないことが明らかな場合を除きます。)
- 虫食い・ねずみ食いや瑕疵によらない自然の消耗・摩滅等による損害
- 増築・改築・修補の工事に関する瑕疵による損害
- 著しい不適正使用、不適切な維持管理による損害
- 住宅あんしん保証または住宅事業者が不適当であると指摘したにもかかわらず、住宅取得者が採用させた設計・施工方法や材料等による損害 等

なお、上記の他にも保険金をお支払いできない場合がありますので、詳細は住宅あんしん保証までお問い合わせください。

5. 保険期間(保険のご契約期間)

- 保険責任は、原則として住宅の引渡日に始まります。
- 保険期間は、原則として10年間となります。

※分譲マンションの場合については、住宅あんしん保証までお問い合わせください。

6. 支払限度額および免責金額(住宅取得者の自己負担額)

(1)支払限度額

	《戸建住宅》	《共同住宅》
1住宅あたりの限度額	2,000万円*	2,000万円
事故調査費用	1住宅につき、瑕疵の修補に要した費用の10%(この金額が10万円以下の場合は10万円)または50万円のいずれか小さい額を限度に、実額をお支払いします。	1住棟につき、瑕疵の修補に要した費用の10%(この金額が10万円以下の場合は10万円)または200万円のいずれか小さい額を限度に、実額をお支払いします。
仮住まい費用	1住宅につき、50万円を限度に、実額をお支払いします。	1住宅(1住戸)につき、50万円を限度に、実額をお支払いします。

※オプションプランの場合は、3,000万円、4,000万円、5,000万円のうち選択された金額となります。

(注)ただし、オプションプランの場合であっても、故意・重過失損害についての支払限度額は、2,000万円となります。

(2)免責金額(住宅取得者の自己負担額)

この保険では、住宅の区分に応じて以下のとおり、1事故あたりの免責金額(住宅取得者の自己負担額)を設定しています。

- 戸建住宅：1住宅(1住戸)あたり10万円
- 共同住宅：1住棟あたり10万円

7. 支払われる保険金の計算式

支払限度額を限度として、次の式により算出された額を、保険金としてお支払いします。

(修補費用・損害賠償保険金 + 争訟費用保険金 - 10万円)



- 求償権保全費用保険金
- 事故調査費用保険金
- 仮住まい費用保険金

保険金の例

- 屋根部分の雨漏り事故により、修補費用：210万円 事故調査費用：15万円 仮住まい費用：10万円の損害が発生した場合

$$210\text{万円} - 10\text{万円} + 15\text{万円} + 10\text{万円} = 225\text{万円}$$

(修補費用・損害賠償保険金) (免責金額) (事故調査費用保険金) (仮住まい費用保険金)

《共同住宅の場合の注意点》

共用部分に保険事故が発生した場合に、修補費用・損害賠償保険金、争訟費用保険金、求償権保全費用保険金および事故調査費用保険金としてお支払いする保険金は、保険の対象となる損害の額に対し、住棟全体の専有部分の床面積に対する保険対象住宅の専有部分の床面積の割合を乗じた額をお支払いします。

